

議案第222号

平成24年度大阪市自動車運送事業会計資本剰余金の処分について

平成24年度大阪市自動車運送事業会計国庫補助金4,758,426,986円のうち250,844,313円及び一般会計補助金2,650,701,186円のうち320,233,566円をもって、繰越欠損金62,758,337,378円を補てんする。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方公営企業法第32条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地 方 公 営 企 業 法 (抄)

(剰余金の処分等)

第32条 省 略

2 省 略

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

4 省 略